

〔元亨釋書明<sup>十三</sup>戒〕釋忍性、姓伴氏、和州磯城島人也。○中寬元初、集王畿癩人萬餘、施食、授一日夜八關齋戒、薦母氏之諱也。奈良坂有癩者、手足繚戾、難于行、丐以故、數日不食之有矣。時性在西大寺、憐之、曉至坂宅、負癩置廊市、夕負歸舊舍、如此者數祀、隔日而往、雖風雨寒暑不缺馬。癩者臨亡誓曰、我必又生、此間爲師、役酬師德、而面留一瘡、爲信耳。果性之徒、中有瘡于顏者、善供給、人呼爲癩之後身。性詣四天王寺、聞豐聰太子四院。施藥療病、悲田敬田、事志慕焉、自此處々構療病悲田之院、其桑谷療病所二十歲間、痊者四萬六千八百人、死者一萬四百五十人、已而活者、踰五之四也。

〔和州舊跡幽考<sup>三</sup>添上郡〕奈良坂癩人

いつの比よりにやありけん、癩人の住宅となれり、むかし此所に手足まとはれて、行歩もかなはざれば、袖ごひもかなはず、日を経るといへども、物もくはざりける癩人あり、その比忍性律師は西大寺にぞ住おはしける、かゝる癩人を見給ひていとあはれがり、曉ごとになら坂のいほりにいたりて、癩人をうしろにおひ來り、市中にすへをき、暮ぬれば又をひてかれがいほりにをくりかへし、風雨寒暑にもをこたりなし、癩人臨終の時ちかひあり、我かならず又此世界にうまれて、師につかへて厚恩を報じ奉らん、顔に一瘡を殘して去るしとせんといひてぞをはりける、その後忍性律師につかへし人の中に、あながちにつかうまつるものあり、かほに一瘡あり、時の人癩者の後身とぞいへる、忍性律師の修營の伽藍八十三所、塔婆二十基、大藏經一十四藏、諸國の川橋一百八十九所、嘉元元年七月十二日をはりをとる、年八十七釋書

〔武德安民記<sup>二十一</sup>〕關原大戰賊徒敗北之事

吉隆○大ハ癩病ニテ、兩眼盲ケレバ、兼テヨリ軍敗バ自殺セント、鎧ヲバ不著○中

〔古老口實傳〕癩病者、神宮四至内居住、并往反禁制之、

〔枕苑日涉<sup>三</sup>〕癩坊